

1. サービスの特徴

『プレリートファンド』は、お金を借りたい方（借り手）とお金を貸したい方（投資家）をプレリートファンド株式会社（以下、「プレリートファンド社」といいます。）がマッチングするサービスです。

このローンファンドは、プレリートファンド社の関係会社（以下、「本借入人」といいます。）に対し、資金の貸付けを実施するものです。

お客様は、プレリートファンド社との間で匿名組合契約を結んでプレリートファンド社にお金を出資し、プレリートファンド社が本借入人に対して、そのお金を貸し付けるということになります。

このように、お客様は、プレリートファンド社にお金を出資していただくことによって投資家となり、本借入人に対してお金を貸し付けるのと同様の経済的効果を得ることになります（ただし、お客様は本借入人に対して直接お金を貸し付けるわけではなく、プレリートファンド社が本借入人に対して貸し付ける原資となるお金を出資することになります。）。

また、本借入人に対する貸付の中には、担保を設定したり、又は特定の個人あるいは法人が本借入人のプレリートファンド社に対する借入債務について連帯して保証するものもあります。このような貸付においては、本借入人からの返済が滞った場合、プレリートファンド社は、実質的な回収が見込まれる場合には、担保権の実行や保証人への請求により、貸付金の回収を図ることとなります。

但し、担保権を実行しても、担保物件の価値が下落していたり、担保物件の売却ができなかった場合や、保証人に資力がなかった場合等には、お客様がプレリートファンド社にお支払いいただいた出資金の元本額が全額返ってこないおそれがあります。なお、プレリートファンド社が取得する担保権は、主に以下となります。

例 1：抵当権（※1）

例 2：根抵当権（※2）

例 3：質権（※3）

例 4：売掛債権

例 5：動産、その他

プレリートファンド社は、担保権の取得に際し、かかる担保の評価を行います。担保価値の低下や本借入人及び保証人の資力の低下等により、プレリートファンド社の本借入人に対する貸付債権が全額回収されない結果、お客様が当社にお支払いいただいた出資金の元本額が全額返ってこないおそれがあります。

（※1） 抵当権については、不動産市況や賃料水準その他の経済的要因による価値下落、土壌汚染等その土地に内在する瑕疵による価値下落、災害等の外的要因による価値下落、賃貸借関係に係る紛争等に起因する価値下落等が発生する場合があります。

（※2） 根抵当権については被担保債権の元本が未確定であり、今後、貸付債権に係る債権者と債務者との間で別途消費貸借取引その他の取引を実施する場合には、かかる取引に基づく債権も被担保債権の範囲に組み込まれることとなる結果、個別の貸付債権に対する担保価値が希釈化するおそれがあります。又、上記（※1）と同様の事象が発生する可能性があります。

ります。

(※3) 質権設定する担保物、売掛債権、動産においても、外的要因、内的要因による価値下落のリスクを内在します。

貸付金の中には、借入人からの回収の引き当てとなる財産の範囲が限定されているもの、又は担保のないものもあります。このような貸付金については、引き当てとなる財産の価値の低下、又は借入人の返済能力の低下により、お客様が当社にお支払いいただいた出資金の元本額が全額返ってこないおそれがあります。

本借入人からの返済が滞った場合であっても、お客様自身が、本借入人に対して返済の督促を行うことはできません。

2. プレリートファンド社の倒産リスク

お客様が匿名組合契約に基づきプレリートファンド社に出資したお金はプレリートファンド社の資産となりますので、プレリートファンド社が倒産した場合、お客様が出資したお金が返ってこないおそれがあります。お客様には、ローンファンドへの出資申込みに先立ってプレリートファンド社に資金を預け入れていただきますが、プレリートファンド社が倒産した場合、お客様が預けたお金が返ってこないおそれがあります。

3. 本借入人の信用力の調査

お客様が、プレリートファンド社にお金を出資されるかどうかについては、最終的にはお客様ご自身の判断ですが、ローンファンドに係る本借入人の審査はプレリートファンド社及び同社の関連会社等にて審査、分析を行っております。

4. 本借入人からのお金の返済が滞った場合

このローンファンドは、本借入人が国内の事業者を相手方として投融資事業を行うため、当該事業者から本借入人が支払を受ける元利金が本借入人のこのローンファンドに対する返済原資となります。そのため、当該事業者からの支払に不足や遅延が生じた場合は、お客様への配当もできなくなります。

本借入人に対しては、プレリートファンド社が返済の督促を行いますので、お客様から直接督促をすることはできません。本借入人が期限の利益を喪失した場合には、プレリートファンド社は本借入人に対して元利金の全額を返済するように督促いたします。

督促の結果、元利金の全部又はその一部が回収できた場合には、その回収金をお客様へ分配させていただきます。元金の一部のみしか回収できなかった場合には、お客様への分配金額は、お客様がプレリートファンド社に出資いただいた金額を下回り、お客様の出資金の全部又は大部分が回収不能となるおそれがあります。